

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2017年9月号 | No. 9/2017

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

2017年 WIPO PCT顧客満足度調査

PCTの全ての側面に関する顧客満足度を評価するために、WIPOは2年ごとに実施しているユーザコミュニティへのアンケート調査を開始します。PCTユーザからのご意見は、改善すべきサービスの分野を検討するのに役立ちます。ご回答に必要な時間は最大でも30分程度です。

お時間を割いて本調査に参加いただき貴重なご意見を提供して下さるようお願いいたします。参加ご希望の際は以下のアドレスへ、“Participation in the 2017 PCT Survey” というタイトルで電子メールをお送りください。

pct.our@wipo.int

オンラインアンケート調査へのリンク先をお送りいたします。

国際出願の電子出願及び手続

エジプト、ペルー、及びスロベニア：エジプト特許庁、公正競争・知的財産保護庁（ペルー）及びスロベニア知的所有権庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

エジプト特許庁（2017年9月15日から）、公正競争・知的財産保護庁（ペルー）及びスロベニア知的所有権庁（2017年10月1日から）は、受理官庁の資格において（それぞれ、RO/EG、RO/PE、RO/SI）、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを、PCT規則89の2.1(d)に基づき国際事務局に通知しました。

当該官庁はePCT出願を利用した国際出願を受理します。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表I(a)に記載されています。

大韓民国：韓国知的所有権庁によるePCT出願を利用した国際出願の受理及び手続の開始

韓国知的所有権庁は受理官庁の資格において（RO/KR）、すでに電子形式での国際出願の受理及び手続を開始していますが、2017年10月1日から、ePCT出願を利用した国際出願を受理することを国際事務局に通知しました。

電子形式による国際出願の提出に関する上記各官庁の要件及び運用を含む通知はまもなく公示（PCT公報）に掲載されます。以下のリンク先からご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

RO/EG、RO/KR、RO/PE及びRO/SIの受理開始により、ePCT出願を受理する受理官庁は52になりました¹。

(PCT 出願人の手引、附属書 C (EG、KR、PE 及び SI) が更新されました。)

PCT 最新情報

CA : カナダ (国内段階移行の特別な要件)

EC : エクアドル (国内段階移行の特別な要件)

EG : エジプト (電子出願)

EP : 欧州特許庁 (手数料)

IS : アイスランド (手数料)

JO : ヨルダン (管轄国際調査及び予備審査機関)

KG : キルギスタン (手数料)

KR : 大韓民国 (電子出願)

MZ : モザンビーク (手数料)

NI : ニカラグア (電話番号とファックス番号、電子メールとインターネットアドレス、通信手段)

NO : ノルウェー (手数料)

PE : ペルー (電子出願)

RS : セルビア (補遺及び誤植)

SI : スロベニア (電子出願)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、シンガポール知的所有権庁、イスラエル特許庁、韓国知的所有権庁、中華人民共和国国家知識産権局)

PCT 関連資料の新/更新情報

会合文書

PCT 同盟総会

2017年10月2日～11日にジュネーブで開催される第49回(第21回通常)国際特許協力同盟(PCT同盟)総会(PCT総会)のために準備された文書を、下記リンク先でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=43524

PCT に関する記事

WIPOマガジン(2017年第4号)から以下の記事へのリンク先が、PCTウェブサイトの“PCTに関する記事”のページへ追加されました。

¹ ePCT出願は現在、次の受理官庁に対して利用可能です: RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BG, RO/BN, RO/BR, RO/CH, RO/CL, RO/CO, RO/CU, RO/CZ, RO/DK, RO/DO, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EG, RO/EP, RO/FI, RO/GE, RO/HU, RO/ID, RO/IN, RO/IR, RO/IS, RO/JO, (2017年10月1日から:RO/KR), RO/LV, RO/MA, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, RO/OM, RO/PA, (2017年10月1日から:RO/PE), RO/PH, RO/PL, RO/PT, RO/QA, RO/RU, RO/SA, RO/SE, RO/SG, (2017年10月1日から:RO/SI), RO/SK, RO/TR 及び RO/ZA。ePCTは次の受理官庁に対しオンライン出願のための国際出願の作成に利用可能です:RO/CA, RO/IL 及び RO/US。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

グローバルな特許費用を管理するための12の方法

グローバル市場において、技術の特許化は費用のかかる業務になり得ます。この記事では、PCTが提供する様々な戦略的な利点を含め、これらの費用を管理し、かつ最小限に抑える手助けをする12の方法についてご紹介します。

飲料水へのアクセスの拡大：スイス人起業家による飲料水事業の探求

Renaud de Watteville は飲料水事業を展開するスイス人起業家であり、手頃な価格で世界の最も貧しいコミュニティへ飲料水を提供する、というビジョンを持っています。彼は次のように言及しています。“PCTは30ヶ月までの間保護を保証し、様々な国々での当社の技術の特許性を評価するための費用のかからない方法を提供してくれます。当社の技術で我々が何をしたいのかを決定するための時間も与えてくれます。またPCTは他者が同様の技術に関して請求することを防止し、当社が望むように技術を利用する自由も与えてくれます。さらにPCTは、当社が特許取得可能な解決策を生み出すことができることを投資家に示し、当社の信頼性を強化してくれるのです。” イノベーションと知的財産がどのように彼の目標をサポートしているのかについては、当該記事をご覧ください。

WIPOマガジンは、以下のリンク先に掲載されております。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html

また2017年第4号は、以下のリンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo_magazine/en/pdf/2017/wipo_pub_121_2017_04.pdf

実務アドバイス

国内段階で許容される特定の国内要件

Q: 私はまもなく国内段階へ移行するある国際出願の国際段階における代理人です。出願人の関心のある国々の現地代理人へ説明書を送付したところ、それらの代理人の一人が、出願の写しと認証された翻訳文、優先権書類の写しと翻訳文、及び国際出願日以降に発生した当方のクライアントへの権利の譲渡に関する譲渡書類の写しを提出するよう当方に求めてきました。これらの要請は正当なものでしょうか？また指定官庁が出願人へ要請することが可能なものは何かを説明していただけますか？

A: PCT 第 22 条に基づく国内段階移行の要件は、以下のとおりであることにご留意ください：

- 国際出願の写しの送達（PCT 第 20 条に従い、国際事務局（IB）がまだそうしていない場合）
- 所定の翻訳文（指定又は選択官庁（以下、DO）が要求する場合）及び
- 国内手数料の支払い（DO が要求する場合）。

また、指定官庁の国内法令が発明者の氏名や発明者に関連する他の所定のデータの記載を求め場合であって、国際出願後に出願人にこれらの記載を提出することを許可している場合は、出願人は、それらの事項が願書に記載されていた場合を除いて、当該国の国内官庁又は当該国のために行動する官庁に対し上述の記載事項を提出すべきです。

国内段階移行時若しくは移行後において、貴殿の質問で言及する要件や特定の DO に対し満たされるべき必要のある他の要件についての情報を、以下に提供いたします。

PCT 出願の写し

DO は公開された国際出願の写しの受理を希望するか否か、希望する場合にはいつ希望するかを IB へ通知します。幾つかの DO は IB から出願人からも、そのような写しを要求することはありません。他の DO の場合においては、国際公開後又は官庁により指定されたそれ以降の時点で、IB は国際出願の写しを送達します（PCT 第 20 条(1)、PCT 規則 47.1(c)及び 93 の 2.1；様式 PCT/IB/308（最初の及び 2 回目の通知）参照）。結果として、国内段階へ早期に移行する場合である、例外においてのみ、出願人は特定の DO に対し国際出願の写しの提出を要求されます。

出願の翻訳文

出願された又は公開された言語が DO により受理されない言語である場合には、国際出願の翻訳文を提出する必要があります。DO は特定の状況において他の要素の翻訳文も要求する場合があります：

PCT 第 19 条の補正書：出願人が PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正書を提出した場合、DO は最初に出願された請求の範囲及び補正された請求の範囲両方の翻訳文を要求する場合があります。また DO は請求の範囲の補正書の説明書の翻訳文を要求する場合があります。

PCT 第 34 条の補正書：出願人が PCT 第 34 条に基づく補正書を提出し、それらの補正書が特許性に関する国際予備報告（PCT 第 II 章）の作成において考慮された場合、報告の付属書としてそれらの補正書の翻訳文を提出することは出願人の責任です。

出願人により提出された翻訳文に関しては、PCT 第 27 条(2)(ii)及び PCT 規則 51 の 2.1(d)(i) は、国内段階移行のために提出される翻訳文が出願人又は出願を翻訳した者により証明されることを国内法令が要求できる旨を規定しています。翻訳文の証明とは、その知識の及ぶ限りにおいて、翻訳文は完全かつ正確である旨の、出願人又は翻訳者により署名された陳述をもって証明する必要があることを意味します。ただし、そのような証明を要求するのは幾つかの DO のみです。

DO は出願の認証された翻訳文を形式的に要求するわけではない旨ご留意ください。官庁が翻訳の正確性について合理的な疑義を有する場合に限り、公の当局又は宣誓した翻訳者が翻訳文を認証することを国内法令が要求する場合があります（PCT 規則 51 の 2.1(d)(ii)及び 76.5）。

*PCT 出願人の手引*では、該当する場合、関連する DO に関して翻訳文が何を含むべきかを、各国内編（概要）において列挙しています。

優先権書類

貴殿が国際段階で適用される期限内に優先権書類を提出した場合、いずれの DO も貴殿から優先権書類の原本を要求することはできません。要求する DO へ優先権書類の写しを送達するのは IB です（PCT 規則 17.2(a)）。

優先権書類の翻訳文は、PCT 第 27 条及び PCT 規則 51 の 2.1(e)に基づき非常に限定された状況においてのみ要求される場合があります。つまり、優先権の主張の有効性が、その発明が特許を受けることができるかどうかについての判断に関連する場合、また引用による補充として

特定の頁を RO が受理した場合の特定の状況においてです。それらの特定の状況においてのみ単なる翻訳文（認証されたものではない）が要求される場合があります（PCT 規則 17.2(a)、51 の 2.1(e)及び 76.4）。

譲渡書類

貴殿のケースにおいて、言及されている譲渡が国際出願日以降に行われた場合、DOは関連する発明に関する貴殿の実体的な権利の証拠として譲渡書類の写しを要求する場合があります。IBの観点からすると、そのような譲渡書類は認証された又は法的な形式ではなく²、単なる写しの形式においてのみ要求される場合があります。幾つかのDOは、そのような変更が変更の記録の要請の対象になっており、IBからの通知（様式PCT/IB/306 “変更の記録の通知”）に反映された場合には、そのような証拠を要求することはありません。

PCT 規則 51 の 2 に基づく特別な要件

国内段階移行要件及び PCT 第 27 条に基づき認められる範囲以外の、国内法令の要件は、“特別な要件”と呼ばれます。それらの要件は PCT 規則 51 の 2 に具体的に列挙されており、国内段階移行後に満たす必要がある場合があります。

PCT 出願人の手引の関連する国内編の概要に様々な DO についての特別な要件が示されています。概要では、関連する DO が出願人に対し要件を満たすよう求めるか否か、又は求めがされない場合、要件を満たすべき期限が記載されています。しかしながら、特に指定官庁が一つ以上の要件を変更したにもかかわらず、その変更をまだ IB へ通知していない場合などもありますので、当該国内編が発生し得る全ての問題に対応可能かは、IB では保証できない点にご留意ください。

PCT 第 27 条及び PCT 規則 51 の 2.1(a)に従い、官庁は通常、以下のものを要求することができます：

- 発明者の特定に関する書類
- 出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する書類
- 出願人が先の出願をした出願人でない場合又は先の出願がされた日以後出願人の氏名が変更されている場合には、先の出願に基づく優先権を主張する出願人の資格に関する証明を含む書類
- 発明者であることについての宣誓又は申立てを含む書類
- 特定の期間内における不当な行為に起因する開示、特定の博覧会における開示及び出願人による開示のような不利にならない開示に関する証拠又は新規性の喪失の例外に関する証拠

規則 4.17(i)から(iv)に従い、出願人が申立てを提出した場合、DO は通常、関連する申立ての真実性について合理的な疑義がない限り、関連する申立ての内容に関する書類又は証拠を要求することはできません（PCT 規則 51 の 2.2）。しかしながら、規則 4.17(v)に基づく不利にならない開示又は新規性の喪失の例外に関する申立ての場合には、DO は常にさらなる証拠を要求する資格があります。

² PCT 規則 51 の 2.1(d)では、特定の書類の認証化を国内法令が要求することを PCT が現在許容している唯一の例を規定しています。つまり、国際出願の国内段階用の翻訳文が、所定の条件のもとで認証される又は証明されるべきという要件です。譲渡書類、委任状等のような他の種類の書類/証拠に関しては同等の規定はありません。

関連する DO の要件にかかわらず、国内の代理人は、いずれの場合においても、一件書類の一式を保有し、国内段階の過程で貴殿にアドバイスしやすい立場にいられるよう、所定の文書の写しを保有することを希望する場合があります。それ故、可能な限り、要請された場合には、国内代理人へそのような文書の写しを送付することが好ましいでしょう。そうは言っても、要請された書類が代理人の書類保有のためのものなのか、又は DO が要求するものなのかを明確にすることは貴殿にとって有益なことかもしれません。

国内段階移行の要件に関する詳細、及び国内段階移行後に遵守すべき特別な要件に関する詳細は、以下のリンク先から、*PCT 出願人の手引* 国内編のそれぞれ、第 4 章及び第 5 章をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol2/pdf/gdvol2.pdf>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧